

7 福 薬 発 第 5 号
令和 7 年 4 月 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会 長 小田 真稔

ミャンマー大地震義援金の募集について

令和 7 年 3 月 28 日にミャンマー中部で発生した大地震により、被災地が甚大な被害を受けていることに鑑み、この度、日本薬剤師会にて義援金の募集が開始されました。

つきましては、貴会会員にご周知いただき、支援協力される場合には、募集要領（日薬発第 10 号）により、日本薬剤師会の口座へ直接送金願います。

なお、本会からも義援金協力を行う予定ですが、貴会におかれましてもご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

日 薬 発 第 10 号

令和 7 年 4 月 2 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 岩 月 進

(会 長 印 省 略)

ミャンマー大地震義援金の募集について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月28日、ミャンマー中部で発生した大地震により、被災地が甚大な被害を受けていることに鑑み、義援金の募集を下記要領により行いたいと存じますので、貴会及び貴会会員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 義援金送金先（恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。）

【郵便振替貯金口座】：00120—7—13712

【口座名義】：公益社団法人 日本薬剤師会

※払込取扱票等の通信欄に「ミャンマー大地震義援金」である旨ご記載下さい。（通信欄がない場合は払込人名の前に「ミャンマーギエンキン」と付記して下さい。）

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名（〇一九店（ゼロイチキウ店）、支店コード019）及び預金種別（当座）の記載も必要となります。口座番号は0013712となります。

※送金していただいた義援金は原則として返金いたしません。

2 義援金の取扱い期間：令和7年4月2日から当分の間

（締切：令和7年5月末日）

3 義援金の取扱い方法：本会で取りまとめた義援金は、日本赤十字社等に贈呈させていただきます。

4 募集結果の報告：都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びにホームページに掲載いたします。

○義援金の税法上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除、または税額控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入が可能です。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行いたしますので、当文書に添付の「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム 」(Excel ファイル)に必要事項をご入力の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までメールでお送り下さい(gienkin@nichiyaku.or.jp)。着金確認後、ご入力の住所へ領収書をお送りいたします。

なお、寄附金控除等の詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

< その他留意点 >

※貴会が会員様等の義援金をとりまとめて本会に送金される場合の領収年月日は、本会口座に着金した年月日となります。

※領収書発行にお時間をいただく場合がございますのでご容赦ください。